

京都市告示第120号

京都市右京区花園鷹司町の一部、花園良北町の一部及び北区大將軍坂田町の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による花園1地区地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年5月7日

京都市長 松井 孝治

- 1 地図及び簿冊の名称 京都市右京区花園鷹司町の一部、花園良北町の一部及び北区大將軍坂田町の一部の土地地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和8年5月18日から同年6月8日まで  
22日間
- 3 閲覧場所 平日開庁日  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市役所本庁舎4階 行財政局管財契約部資産管理課  
※5月24日（日曜日）に限り、  
京都市右京区花園鷹司町25番地  
5棟花園管理事務所2階 第1集会所
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申し出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧時間は、期間中毎日10時から15時まで行うこととする（12時から13時および開庁日を除く）。

(行財政局管財契約部資産管理課)